

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1. JAS規格制度の改善

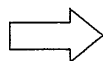
○ JAS規格

【現行制度】

- ・ 現行JAS規格は、①一般的な品質、②生産の方法、の2種類のみ

【課題】

- ・ 活魚流通等高度な品質管理を行う流通管理技術に対応できるJAS規格がない



○ 新たなJAS規格の制定

- ・ 流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の導入

2. 登録認定機関制度等の見直し

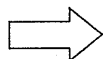
○ 登録認定機関制度

【現行制度】

- ・ 登録認定機関の登録基準の一部を省令等で規定
- ・ 登録認定機関の行う認定業務は行政代行型（大臣も認定を行い得る）
- ・ 登録認定機関への関与は業務規程や認定手数料の認可など事前の関与を重視
- ・ 登録外国認定機関の登録には、その国にJAS制度と同等の制度が必要

【課題】

- ① 公益法人改革に関する閣議決定（平成14年3月）を実行する必要
- ② 民間の活動に対する国の関与は事後監視型へ移行する必要
- ③ 登録外国認定機関についても上記①及び②の見直しが必要



○ 登録認定機関は民間の第三者機関に移行（登録外国認定機関も同様の見直し）

- ・ 登録基準を法律に明確に規定
- ・ 大臣による認定は廃止
- ・ 手数料等の認可を届出に改めるとともに、業務改善命令の創設等により事後監視体制を充実
- ・ 登録外国認定機関の同等の制度に係る要件は廃止

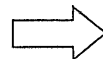
○ 登録格付機関制度

【現行制度】

- ・ 近年、効率性の点から格付実績が減少

【課題】

- ・ 登録認定機関制度の見直しと併せて格付業務全体の効率化を図る必要



○ 登録格付機関等による格付を廃止

- ・ 認定を受けた製造業者等によるJASマーク貼付に一本化

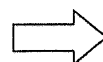
○ JAS規格（マークを付す者の範囲）

【現行制度】

- ・ 登録認定機関から認定を受けた製造業者等のみ（登録格付機関等を除く）

【課題】

- ・ 販売業者等が自社ブランド商品について製造工程の管理を行っている場合等でも自らマークを付すことができない

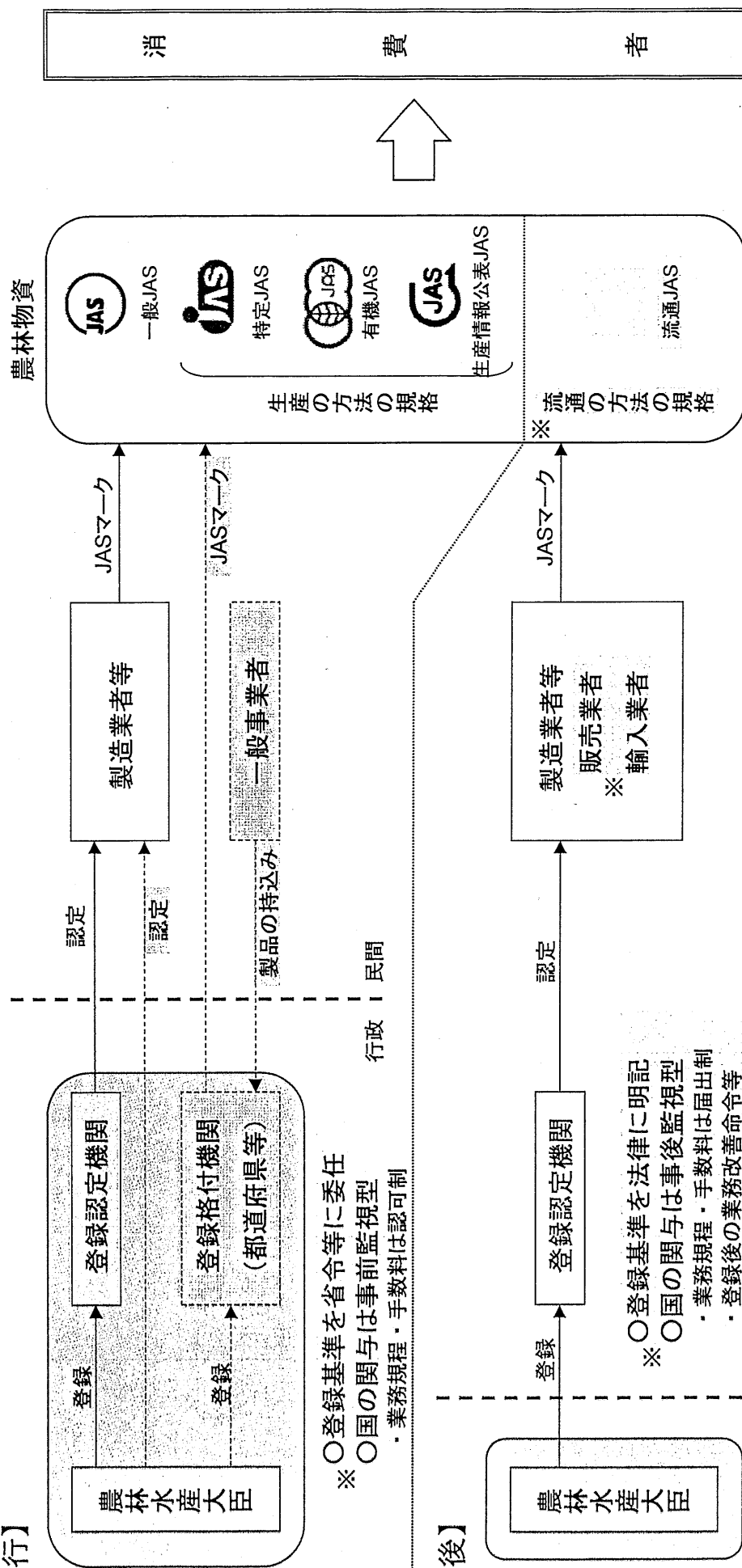


○ JASマークを貼付できる者の範囲を拡大

- ・ 製造工程を管理することができる販売業者・輸入業者を認定の対象に追加

JAS法改正のポイント

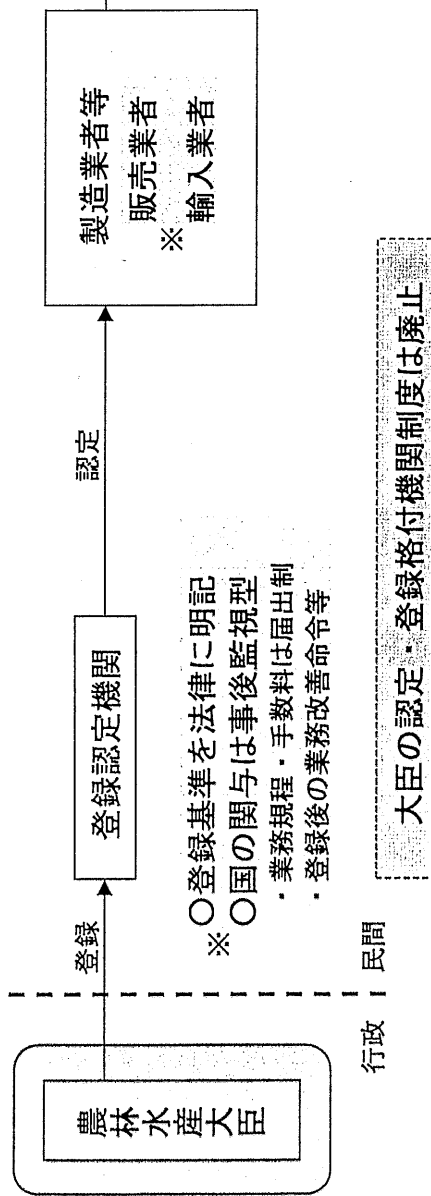
【現行】



※ : 廃止する事項

※ : 追加・改正する事項

【改正後】



○ その他の改正事項

- ① 外国の登録認定機関についても同様の見直しを行い、その国にJAS制度と同等の制度が存することを求める要件を廃止
- ② 必要に応じて、(独)農林水産消費技術センターに登録認定機関の登録時の調査を行わせることができることとする

等